

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見）

学校人事課

1 概 要

令和7年第7回沖縄県議会に知事が提出した議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和7年12月5日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」の概要

- (1) 教職調整額について、給料月額の4%の額から令和13年までに給料月額の10%の額に段階的に引き上げる。
- (2) 特殊勤務手当について、教育特殊業務手当のうち「児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務」及び「児童又は生徒に対する緊急の補導の業務」の支給額を7,500円から8,000円に引き上げる。
- (3) 施行期日：令和8年1月1日

3 臨時代理した意見の内容

議案「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例及び沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、令和7年10月に行われた人事委員会の給与勧告、国及び他の都道府県の職員の給与の状況等を考慮した上で改正するものであることから、異議がない旨を回答した。